No.	意見	市の考え方
1	■項目及びページ 条例の範囲	自転車活用推進法については、ご意見のとおり、多方面での施策が掲げられています。 本条例については、その中の「自転車の安全な利用に係る教育及び啓発」に焦点を当てたものになります。
	■意見 自転車活用推進法に基づき制定する のであれば、「安全利用」以外につい ての基本方針についてはどうするの か。	
	■理由 自転車活用推進法の基本方針には、 他にも「シェアサイクル施設の整 備」、「災害時の有効活用体制の整 備」、「観光来訪の促進、地域活性化 の支援」等があり、「安全利用」以外 でも取り組むことが規定されている。	
2	■項目及びページ 第4条 市の責務	道路整備については、自転車利用者だけでなく、自動車や歩行者との関係も含め、市の実情に応じた整備手法を検討しながら整備を進めております。
	■意見 市の責務に「自転者利用者に対し、 安全で良好な道路環境整備を積極的に 実施するものとします。」と追加す る。	
	■理由 自転車の事故は、交通ルール違反や 自転車の整備不良のほか、「道路環境 の未整備」による事例も多発してい る。「自転車専用レーン」や「自転車 専用道路」も目にするようになってき ており、行政が先頭に立って「安全で 良好な生活環境の確保」をするために 不可欠である。	

# ■項目及びページ 第6条 自転車利用者の責務

### ■意見

安全対策に係る事項として、以下のことを条例に追加する。

- ①携帯電話、イヤホン、又はヘッド フォンを使用しながら運転をしないこ と。
- ②夜間において無灯火で運転しないこと。
- 3 ②傘を使用しながら運転をしないこと。
  - ④車道通行の際は、左側を通行すること。

ほか安全対策のために必要なこと

#### ■理由

ヘルメットの着用だけでは利用者の 安全利用を守れるとは到底思えないた め。

岐阜県のホームページでは「自転車 安全利用五則を守りましょう」と紹介 されており、関連性を考えたため。 ご意見の事項は道路交通法にて規定 があり、第6条にて「自転車利用者は、 道路交通法その他の法令を遵守する」 と責務を明記しております。

なお、安全対策として第6条を以下 のとおり修正します。

「反射材の装着その他の安全対策 等」→「ヘルメット及び反射材の装着 並びに前照灯及び尾灯の常時点灯その 他の安全対策」

# ■項目及びページ 第18条 広報及び啓発等

### ■意見

自転車の日は5月5日とし、自転車月間を5月と定めて普及啓発していくと 条文に追加すること。

■理由

自転活用推進法に規定があるため

本条は、広報及び啓発に関して市の姿勢を示すものです。なお、現状、5月は自転車月間としてポスター掲示等により啓発しております。